

1 目的

専門部会は、検討委員会の下部組織としての位置付けとなります。

専門部会では、「施設整備基本計画の策定」及び「PFI等導入可能性調査」に関する専門的な事項について、検討していただくもので、その検討結果は、検討委員会に報告していただきます。
主な協議事項は、次のとおりです。

2 協議事項

(1) 施設整備基本計画の策定

1. ごみ処理方式について

- ・広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書で選定した3つの処理システムに対する処理方式の評価・選定
（焼却方式＋灰溶融、焼却方式＋セメント原料化、ガス化溶融方式）

(2) PFI等導入可能性調査

1. 運営・維持管理業務における事業範囲の設定

- ・広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書で選定した3つの処理システムに対する「残さ処理」についての事業範囲の設定

2. 事業方式について

- ・設定する事業スキームに対する市場調査結果及びVFM算定による総合評価

事業スキーム： 枠組みを伴った計画や計画を伴う枠組みのこと

VFM： 民営事業における概念のひとつで、支払いに対して最も高いサービスを提供するという考え方

鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会専門部会設置規則

(設置)

第1条 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会（以下「委員会」という。）に、委員会の検討事項に関し、専門分野別に検討を行う専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会)

第2条 部会は、部会員5人以内をもって組織する。

2 部会員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長は、検討結果を委員長に報告する。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、事務局計画建設課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。